

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) クロマト庫	<u>280円</u>	(1) クロマト庫	<u>250円</u>
(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>500円</u>	(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>480円</u>
(3) プレハブ調湿庫	<u>360円</u>	(3) プレハブ調湿庫	<u>290円</u>
(4) プレハブ冷蔵庫	<u>200円</u>	(4) プレハブ冷蔵庫	<u>180円</u>
(5) プレハブ冷凍庫	<u>340円</u>	(5) プレハブ冷凍庫	<u>290円</u>
(6) 精密テストロール製粉機	<u>1,250円</u>	(6) 精密テストロール製粉機	<u>920円</u>
(7) 衝撃式粉碎機	<u>410円</u>	(7) 衝撃式粉碎機	<u>330円</u>
(8) 流動層ばいせん装置	<u>1,910円</u>	(8) 流動層ばいせん装置	<u>1,940円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 香气成分回収分析装置	<u>510円</u>	(2) 香气成分回収分析装置	<u>480円</u>
(3)・(4) (略)	(略)	(3)・(4) (略)	(略)
(5) 生体微量酵素解析システム	<u>470円</u>	(5) 生体微量酵素解析システム	<u>590円</u>
(6) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,110円</u>	(6) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,470円</u>
<u>(7) 示差走査熱量計</u>	<u>730円</u>		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。